

【 建設交通部 】

件 名	府営住宅に設置されている監視カメラの撤去について
<p>申立概要 【受理 5. 4. 18】</p>	<p>府営団地の防犯カメラについて、令和元年9月 11 日付答申において、例外的、時限的に認められているもので、別紙（利用・提供できる条件）4に本件団地の状況が防犯カメラの設置を要しないと認められるときは、直ちに防犯カメラを撤去するとされている。</p> <p>令和5年3月 16 日に住宅課に防犯カメラの撤去について要望したが、撤去予定の回答がない。</p>
<p>確認事項 【通知 5. 6. 1】</p>	<p>防犯カメラの設置以降、カメラ等の記録範囲内において被害報告が大幅に減少し、カメラ等設置による防止・抑止効果が発揮されてきた。</p> <p>令和4年度に入ってから、カメラ等の記録範囲内においては住戸への違法行為、記録範囲外においては集合ポスト等への違法行為等断続的に被害報告があり、カメラを撤去すると記録範囲内での違法行為が再発する懸念があったため、令和4年度末まで経過観察を行っていた。</p> <p>しかし、カメラの設置から約3年半が経過し、記録範囲における被害報告が減少傾向にあること、また、記録範囲内住戸の申立人からプライバシー保護の観点から撤去要望があったことを踏まえ、令和4年度末をもって機能停止を決定し、令和5年4月5日をもってカメラの映像撮影・録音機能の停止を行った。</p> <p>さらに、同月26日付けで、録画機・モニターを撤去して住宅課に持ち帰り、保管している。</p>